小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２０年（再イ）第２７号

北海道河東郡鹿追町東瓜幕西15線27番地33
再生債務者　佐藤　寛行
1　決議に付する変更再生計画案　平成23年５月17日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成23年７月８日まで
平成23年６月10日　釧路地方裁判所帯広支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１４年（再イ）第１２号

群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸770番地１
再生債務者　茂野　健一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成15年３月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年６月10日　新潟地方裁判所高田支部

平成２０年（再イ）第２３０号

堺市中区東山390番地25
再生債務者　岡本　正憲
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年12月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年６月10日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第１６０号

福岡市東区千早５丁目10番12―905号
再生債務者　松田　賢司
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年６月６日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２１年（再イ）第２６号

静岡県沼津市高沢町18番23号　高沢アベニュー301号室
再生債務者　木村　悟
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月９日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第４号

秋田県横手市本町４番43号
再生債務者　佐藤　朋香
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月４日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月19日から平成23年７月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（再ロ）第３号

鹿児島県阿久根市脇本9670番地１
再生債務者　梶尾　和昭
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月５日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月19日から平成23年７月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第３４号

大阪市西淀川区花川２丁目４番18―504号
再生債務者　真木　大輔
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月11日から平成23年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第５６号

大阪府豊中市上新田２丁目16番10―603号
再生債務者　西山　兼一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月８日まで
平成23年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号

鳥取県日野郡日野町根雨716番地、開始決定時の住所鳥取県西伯郡南部町天萬1533番地３
再生債務者　徳嶋　香郁
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月13日まで
平成23年６月13日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０９号

大阪府大東市諸福５丁目４番707号
再生債務者　近藤　正志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１１０号

大阪府大東市諸福５丁目４番707号
再生債務者　近藤　康子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第３号

大阪市北区天神橋３丁目１番34―405号
再生債務者　松岡　治彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１６号

大阪市東淀川区瑞光２丁目１番15号　第６瑞光ハイツ502号
再生債務者　菱川　尚
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１００５号

茨城県古河市大山801番地１
再生債務者　秋庭　一之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月13日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再ロ）第６号

大阪府守口市寺内町１丁目12番14号
再生債務者　橋本　元秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月13日
大阪地方裁判所第６民事部

官報公告

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月二十八日
掲載頁　一二八頁（号外第九十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月二十八日
掲載頁　一一四頁（号外第九十一号）
平成二十三年六月二十一日
大阪府豊中市上野西三丁目一四番二二号
（甲）加藤精機株式会社
代表取締役　佐伯　慶康
大阪府豊中市上野西三丁目一四番二二号
（乙）ユーエヌ管理株式会社
代表取締役　佐伯　慶康